

II 母集団、層化及び抽出方法

1 概要

家計調査の母集団（調査対象）は、全国の世帯から施設等の世帯及び学生の単身世帯を除いた世帯である。また、調査世帯は、二人以上の世帯と単身世帯に分けて抽出している。

二人以上の世帯については、層化3段抽出法により、調査世帯を抽出する。各段における抽出単位は、第1次抽出単位が市町村、第2次抽出単位が単位区、第3次抽出単位が世帯であり、各調査単位区から抽出する世帯数は6世帯である。

単身世帯の一般単位区の調査世帯は、実査を円滑に遂行する観点から、二人以上の世帯で抽出された調査単位区を用いており、2調査単位区のうち1調査単位区から1世帯を抽出している。

また、単身世帯のうち、20人以上が居住する寮・寄宿舎の世帯については、別途、「II-4-(2)」で示す調査市において第2次抽出単位として寮・寄宿舎単位区を設定し、各寮・寄宿舎単位区から第3次抽出単位である世帯を6世帯抽出している。

2 母集団

(1) 母集団の定義

家計調査の母集団は図1に示すとおりであり、世帯数は令和2年国勢調査の結果に基づいている。

なお、施設等の世帯とは、寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者、高齢者施設など社会施設の入所者、自衛隊営舎内居住者、矯正施設の入所者、住所不定者等をいう。

図1 家計調査の母集団

世帯総数 5583万世帯 100.0%	二人以上の世帯 3455万世帯 61.9%		家計調査の 母集団 5270万世帯 94.4%
	単身世帯 ^{注1)} 1815万世帯 32.5%		
	20人以上の寮・寄宿舎の世帯 21万世帯 0.4%		
	学生の単身世帯 ^{注2)} 79万世帯 1.4%		
	施設等の世帯		

注1) 総務省統計局において独自に集計。就業状態が非就業及び分類不能の単身世帯のうち年齢15歳未満及び年齢不詳を除く。

注2) 総務省統計局において独自に集計。寮・寄宿舎の学生・生徒を含む。

(2) 地方区分

標本設計に用いた地方区分は次のとおりである。

地 方	都 道 府 県
北海道	北海道
東 北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関 東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北 陸	新潟県、富山県、石川県、福井県
東 海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近 畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中 国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四 国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖 縄	沖縄県

(3) 調査対象世帯数

調査対象世帯数は、令和2年国勢調査の結果を用いて集計した。その結果、令和2年10月1日現在の全国の調査対象世帯数は、二人以上の世帯が約3455万世帯、単身世帯が約1815万世帯であった。

世帯状況^{注5}別にみた地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数を表4-1～表4-3に、都道府県、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数を表5-1及び表5-2に示す。

注5 二人以上の世帯、単身世帯(一般単位区)及び単身世帯(寮・寄宿舎単位区)の3区分をいう。

表4-1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数（二人以上の世帯）

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	34,553,907	11,427,238	1,310,471	8,077,956	8,147,771	5,590,471
北海道	1,469,238	545,212	-	305,769	227,679	390,578
東 北	2,331,681	673,901	-	288,572	675,561	693,647
関 東	12,672,661	4,570,918	604,842	3,745,549	2,560,432	1,190,920
北 陸	1,390,812	519,659	-	168,457	350,796	351,900
東 海	4,113,472	993,810	217,761	1,100,295	1,231,003	570,603
近 畿	5,674,626	1,776,558	230,462	1,698,215	1,398,744	570,647
中 国	1,999,883	678,740	-	533,789	369,115	418,239
四 国	1,030,663	408,580	-	43,576	220,343	358,164
九 州	3,487,179	1,178,147	257,406	193,734	924,278	933,614
沖 縄	383,692	81,713	-	-	189,820	112,159

表4-2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数（単身世帯：一般単位区）

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	17,939,119	7,730,164	733,972	3,820,599	3,423,606	2,230,778
北海道	908,929	375,431	-	193,724	118,235	221,539
東 北	997,813	360,761	-	134,138	259,177	243,737
関 東	7,369,127	3,524,032	392,688	1,877,389	1,132,856	442,162
北 陸	533,261	233,717	-	62,399	124,776	112,369
東 海	1,781,996	566,567	88,528	449,331	460,654	216,916
近 畿	2,953,682	1,314,594	112,790	759,087	564,672	202,539
中 国	934,439	358,958	-	231,646	169,268	174,567
四 国	493,549	216,314	-	22,414	93,734	161,087
九 州	1,766,823	727,053	139,966	90,471	405,187	404,146
沖 縄	199,500	52,737	-	-	95,047	51,716

注) 一般単位区とは、1人の一般世帯及び20人未満の寮・寄宿舍の単身者が居住する調査単位区

表4-3 地方別調査対象世帯数
(単身世帯：寮・寄宿舍単位区)

地 方	調査対象世帯数
全 国	206,420
北海道・東北	17,459
関 東	65,071
北 陸・東 海	54,571
近 畿	27,969
中 国・四 国	22,344
九 州・沖 縄	19,006

注) 寮・寄宿舍単位区とは、20人以上の寮・寄宿舍の単身者が居住する調査単位区

表5-1 都道府県、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数(二人以上の世帯)

都道府県	都市階級	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村				地方区分
				大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村	
全 国		34,553,907	11,427,238	1,310,471	8,077,956	8,147,771	5,590,471	—
01 北 海 道		1,469,238	545,212	—	305,769	227,679	390,578	北海道
02 青 森 県		340,732	76,888	—	107,766	46,069	110,009	東 北
03 岩 手 県		327,538	77,988	—	—	139,171	110,379	
04 宮 城 県		618,294	288,413	—	—	195,491	134,390	
05 秋 田 県		266,362	87,058	—	—	83,732	95,572	
06 山 形 県		284,001	66,563	—	—	97,157	120,281	
07 福 島 県		494,754	76,991	—	180,806	113,941	123,016	
08 茨 城 県		795,838	74,335	—	155,050	348,295	218,158	
09 栃 木 県		533,692	141,314	—	89,292	210,545	92,541	
10 群 馬 県		543,115	92,271	—	224,349	106,865	119,630	
11 埼 玉 県		2,085,488	370,327	—	810,518	763,882	140,761	
12 千 葉 県		1,764,221	270,118	—	953,012	375,000	166,091	
13 東 京 都		3,590,840	2,421,845	—	749,955	397,414	21,626	
14 神 奈 川 県		2,559,131	1,045,037	604,842	655,039	146,259	107,954	
15 新 潟 県		596,614	214,559	—	122,603	138,942	120,510	北 陸
16 富 山 県		283,484	113,513	—	45,854	24,994	99,123	
17 石 川 県		306,304	121,861	—	—	105,518	78,925	
18 福 井 県		204,410	69,726	—	—	81,342	53,342	
19 山 梨 県		227,865	51,451	—	—	61,018	115,396	関 東
20 長 野 県		572,471	104,220	—	108,334	151,154	208,763	
21 岐 阜 県		550,314	109,925	—	43,764	234,247	162,378	東 海
22 静 岡 県		1,008,768	193,014	217,761	167,926	299,387	130,680	
23 愛 知 県		2,057,905	614,504	—	704,468	576,616	162,317	
24 三 重 県		496,485	76,367	—	184,137	120,753	115,228	
25 滋 賀 県		388,518	98,127	—	—	247,023	43,368	近 畿
26 京 都 府		699,088	377,969	—	52,862	209,084	59,173	
27 大 阪 府		2,399,888	679,830	230,462	900,480	537,221	51,895	
28 兵 庫 県		1,536,847	415,719	—	744,873	166,812	209,443	
29 奈 良 県		384,704	102,589	—	—	167,540	114,575	
30 和 歌 山 県		265,581	102,324	—	—	71,064	92,193	
31 鳥 取 県		148,428	49,817	—	—	39,685	58,926	
32 島 根 県		179,426	53,907	—	45,401	14,460	65,658	
33 岡 山 県		514,685	192,652	—	130,245	62,260	129,528	
34 広 島 県		778,243	329,826	—	240,365	111,128	96,924	
35 山 口 県		379,101	52,538	—	117,778	141,582	67,203	
36 徳 島 県		197,788	65,806	—	—	34,756	97,226	四 国
37 香 川 県		266,244	115,955	—	—	78,393	71,896	
38 愛 媛 県		375,168	138,218	—	43,576	107,194	86,180	
39 高 知 県		191,463	88,601	—	—	—	102,862	
40 福 岡 県		1,375,486	398,820	257,406	82,050	382,098	255,112	九 州
41 佐 賀 県		216,893	61,904	—	—	64,956	90,033	
42 長 崎 県		364,660	114,312	—	66,267	63,965	120,116	
43 熊 本 県		473,800	198,131	—	—	119,451	156,218	
44 大 分 県		312,350	132,895	—	—	104,169	75,286	
45 宮 崎 県		300,799	111,033	—	45,417	64,504	79,845	
46 鹿 児 島 県		443,191	161,052	—	—	125,135	157,004	
47 沖 縄 県		383,692	81,713	—	—	189,820	112,159	

表5-2 都道府県、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数(単身世帯：一般単位区)

都道府県	都市階級	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村				地方区分
				大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村	
全	国	17,939,119	7,730,164	733,972	3,820,599	3,423,606	2,230,778	—
01	北海道	908,929	375,431	—	193,724	118,235	221,539	北海道
02	青森県	148,538	33,522	—	51,164	21,625	42,227	東北
03	岩手県	142,233	41,295	—	—	55,572	45,366	
04	宮城県	294,802	180,748	—	—	70,417	43,637	
05	秋田県	105,859	41,432	—	—	29,450	34,977	
06	山形県	97,356	27,499	—	—	37,340	32,517	
07	福島県	209,025	36,265	—	82,974	44,773	45,013	
08	茨城県	322,032	39,827	—	68,474	137,545	76,186	
09	栃木県	221,602	70,681	—	36,060	84,246	30,615	
10	群馬県	221,337	36,798	—	97,895	42,180	44,464	
11	埼玉県	927,432	178,299	—	356,549	343,976	48,608	
12	千葉県	852,823	132,145	—	500,408	152,006	68,264	
13	東京都	3,110,726	2,412,919	—	456,539	228,709	12,559	
14	神奈川県	1,399,804	584,594	392,688	313,027	66,813	42,682	
15	新潟県	227,773	92,745	—	46,410	49,929	38,689	北陸
16	富山県	102,547	48,548	—	15,989	7,556	30,454	
17	石川県	130,210	63,796	—	—	40,321	26,093	
18	福井県	72,731	28,628	—	—	26,970	17,133	
19	山梨県	92,218	28,296	—	—	20,187	43,735	関東
20	長野県	221,153	40,473	—	48,437	57,194	75,049	
21	岐阜県	192,264	43,777	—	16,374	79,777	52,336	東海
22	静岡県	422,857	89,827	88,528	70,344	115,915	58,243	
23	愛知県	956,533	398,187	—	281,619	216,792	59,935	
24	三重県	210,342	34,776	—	80,994	48,170	46,402	
25	滋賀県	143,554	37,563	—	—	92,930	13,061	近畿
26	京都府	383,225	261,762	—	19,658	79,705	22,100	
27	大阪府	1,470,364	681,041	112,790	414,693	245,598	16,242	
28	兵庫県	696,107	239,052	—	324,736	58,530	73,789	
29	奈良県	140,897	43,636	—	—	61,013	36,248	
30	和歌山県	119,535	51,540	—	—	26,896	41,099	
31	鳥取県	59,379	20,646	—	—	18,268	20,465	中国
32	島根県	76,694	24,618	—	15,954	8,051	28,071	
33	岡山県	219,855	102,605	—	43,941	25,075	48,234	
34	広島県	388,590	184,224	—	110,868	48,902	44,596	
35	山口県	189,921	26,865	—	60,883	68,972	33,201	
36	徳島県	82,815	30,563	—	—	13,408	38,844	四国
37	香川県	118,608	57,460	—	—	31,206	29,942	
38	愛媛県	184,307	74,054	—	22,414	49,120	38,719	
39	高知県	107,819	54,237	—	—	—	53,582	
40	福岡県	762,273	329,441	139,966	34,110	153,300	105,456	九州
41	佐賀県	81,330	26,823	—	—	25,952	28,555	
42	長崎県	172,542	62,174	—	32,837	26,394	51,137	
43	熊本県	211,503	102,740	—	—	48,200	60,563	
44	大分県	150,972	62,578	—	—	54,524	33,870	
45	宮崎県	148,320	59,076	—	23,524	31,263	34,457	
46	鹿児島県	239,883	84,221	—	—	65,554	90,108	
47	沖縄県	199,500	52,737	—	—	95,047	51,716	

3 市町村の層化

(1) 層数の配分

ア 層数

全国で168層とした。

イ 都道府県庁所在市及び大都市

都道府県庁所在市（47市）及び大都市（5市）の結果を公表するために、当該市を1層とした。

ウ 上記「イ」以外の市町村

残る116層は、全国、都市階級別及び地方別の結果精度を担保する観点から配分するが、地方・都市階級別の二人以上の調査対象世帯数や全国・地方別の標準誤差率について平成30年標本改正時から大幅な変化がみられないことから、地方・都市階級別の層数の配分は平成30年標本改正時と同様のものとした。

地方、都道府県庁所在市・都市階級別層数を表6に示す。また、1層当たりの地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数を表7-1及び表7-2に示す。

ただし、単身世帯の寮・寄宿舍単位区については、全国を11層に区分し、6地方別に配分した。1層当たりの調査対象世帯数を表7-3に示す。

表6 地方、都道府県庁所在市・都市階級別層数

都市階級 地方	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村
全国	168	47	5	29	45	42
北海道	10	1	-	2	3	4
東北	17	6	-	2	4	5
関東	38	9	2 (川崎市、相模原市)	12	9	6
北陸	11	4	-	1	3	3
東海	16	4	1 (浜松市)	3	4	4
近畿	22	6	1 (堺市)	5	6	4
中国	14	5	-	2	3	4
四国	9	4	-	1	1	3
九州	23	7	1 (北九州市)	1	8	6
沖縄	8	1	-	-	4	3

**表 7-1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別 1 層当たり調査対象世帯数
(二人以上の世帯)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市 A	小都市 B ・町村
全 国	205,678	243,133	262,094	278,550	181,062	133,106
北海道	146,924	545,212	-	152,885	75,893	97,645
東 北	137,158	112,317	-	144,286	168,890	138,729
関 東	333,491	507,880	302,421	312,129	284,492	198,487
北 陸	126,437	129,915	-	168,457	116,932	117,300
東 海	257,092	248,453	217,761	366,765	307,751	142,651
近 畿	257,938	296,093	230,462	339,643	233,124	142,662
中 国	142,849	135,748	-	266,895	123,038	104,560
四 国	114,518	102,145	-	43,576	220,343	119,388
九 州	151,616	168,307	257,406	193,734	115,535	155,602
沖 縄	47,962	81,713	-	-	47,455	37,386

**表 7-2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別 1 層当たり調査対象世帯数
(単身世帯：一般単位区)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市 A	小都市 B ・町村
全 国	106,780	164,472	146,794	131,745	76,080	53,114
北海道	90,893	375,431	-	96,862	39,412	55,385
東 北	58,695	60,127	-	67,069	64,794	48,747
関 東	193,924	391,559	196,344	156,449	125,873	73,694
北 陸	48,478	58,429	-	62,399	41,592	37,456
東 海	111,375	141,642	88,528	149,777	115,164	54,229
近 畿	134,258	219,099	112,790	151,817	94,112	50,635
中 国	66,746	71,792	-	115,823	56,423	43,642
四 国	54,839	54,079	-	22,414	93,734	53,696
九 州	76,818	103,865	139,966	90,471	50,648	67,358
沖 縄	24,938	52,737	-	-	23,762	17,239

**表 7-3 地方別層数及び 1 層当たり調査対象世帯数
(単身世帯：寮・寄宿舎単位区)**

地方	層数	1 層 当 たり 調 査 対 象 世 帯 数
全 国	11	18,765
北海道・東北	2	8,730
関 東	4	16,268
北 陸・東 海	1	54,571
近 畿	2	13,985
中 国・四 国	1	22,344
九 州・沖 縄	1	19,006

(2) 層化の方法

「都道府県庁所在市及び大都市」以外の市町村の層化においては、次に示すように、消費支出等の家計指標との相関が高いとみられる経済・社会指標を組み合わせて基準を設定した。また、層化に当たっては、同一地方・都市階級内の各層の調査対象世帯数が、できるだけ等しくなるように配慮した。

ア 中都市及び小都市Aに区分される市の層化

層化に用いた指標は次のとおりである。

(ア) 産業的特色・・・就業者総数に占める第1次産業及び第2次産業就業者数の割合

(イ) 世帯主の年齢構成・・・二人以上の世帯数に占める世帯主の年齢が65歳以上である世帯数の割合

(ウ) 人口集中地区^{注6}人口比率・・・人口集中地区として画定された地域の人口の総人口に占める割合

(エ) 人口増減率・・・令和2年国勢調査結果人口の平成27年国勢調査結果人口に対する増減率

イ 小都市B・町村に区分される市町村の層化

層化に用いた指標は次のとおりである。

地理的位置・・・海沿い、山地等に区分

なお、層化の結果を巻末の別表1に示す。

4 調査市町村の抽出

(1) 二人以上の世帯及び単身世帯の一般単位区における調査市町村の抽出

都道府県庁所在市(47市)及び大都市(5市)は1市1層とし、残る116層については、原則として、各層から調査対象世帯数(二人以上の世帯数)をウェイトとした確率比例抽出法にて1市町村を抽出した。

ただし、実際の選定に当たっては、実査上の観点及び結果の接続性を考慮して、次のとおり行った。

ア 中都市及び小都市Aにおける調査市の選定

(ア) 現状の調査市の都市階級の移動や層化基準の見直しによる所属層の移動がなく、当該調査市が含まれる層内に他に調査中の市がない場合は、引き続きその市を調査市とした。

(イ) 現状の調査市の都市階級の移動や層化基準の見直しによる所属層の移動により、層内に調査中の市が複数となった場合は、もとよりその層において調査している市を調

^{注6} 市町村の境域内で人口密度の高い国勢調査基本単位区(4,000人以上/1km²)が互いに隣接して、その人口が5,000人以上になる地域をいう。

査市とした。

(ウ) 現状の調査市の都市階級の移動や層化基準の見直しによる所属層の移動により、層内に調査中の市が他に含まれていない場合は、その層内から他に移動した調査市が属する都道府県の当該層内の全ての市を対象に、二人以上の一般世帯数をウェイトとした確率比例抽出法で1市を抽出し、その市を調査市とした。なお、都道府県内に該当する市がない場合は、その層内から移動した調査市が属する当該層内の全ての市を対象とした。

イ 小都市B・町村における調査市町村の選定

(ア) 上記ア(ア)～(ウ)と同様に行った。

(イ) 令和5年1月～3月に調査市町村の定期交替により調査を終了することとなる市町村については、その終了する調査市町村が属する都道府県の当該層内の全ての市町村を対象に二人以上の一般世帯数をウェイトとした確率比例抽出法により選定した。

(ウ) 以下に該当する調査市町村が選定された場合は、新たな乱数を発生させ、再度選定を行った。

- ・ 調査開始年月から遡って10年以内に、家計調査が行われた市町村
- ・ 調査対象世帯数が1,250未満の市町村
- ・ 島しょの町村
- ・ 調査開始年月から遡って5年以内に、全国家計構造調査が行われた町村

又は、令和6年以降に実施予定の全国家計構造調査の調査町村として抽出済みの町村^{注7}

(2) 単身世帯の寮・寄宿舍単位区における調査市の抽出

表7-3に示す六つの地方ごとに合計11の層に区分し、単身世帯のうち20人以上の寮・寄宿舍の世帯数が多い市の中から11市（札幌市、仙台市、千葉市、東京都区部、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市）を抽出した。

5 調査世帯数の配分

調査市町村及び各調査単位区への調査世帯数の配分は、次に示す結果利用上の観点及び実査上の観点を考慮して行った。

(1) 結果利用上の観点

全国、都市階級別、地方別及び都道府県庁所在市別の結果精度を一定程度確保する観点から調査世帯数を定めている。したがって、各層の調査世帯数は、調査市町村が属する層

^{注7} 小都市B・町村の調査市町村は、あらかじめ調査年数を定め、交替することとしている。令和5年標本改正時は、まだ令和6年全国家計構造調査の調査町村の抽出が行われていないが、令和6年以降に実施される小都市B・町村の調査市町村交替においてはこの条件が考慮されることとなる。（「Ⅲ-4 調査市町村の交替」参照）

の調査対象世帯数には比例していない。

特に、都道府県庁所在市及び大都市（川崎市、相模原市、浜松市、堺市、北九州市）には、市別の結果を公表するため、最低96世帯を配分している。

なお、北海道及び沖縄県については、一つの地方として結果表章するため、調査世帯数を平成30年標本改正時と同様に、それぞれ288世帯、276世帯を配分した。

二人以上の世帯及び単身世帯（一般単位区）の調査世帯数の配分は以下のとおりである。

都市階級	調査世帯数	
	二人以上の世帯	単身世帯（一般単位区）
都道府県庁所在市	最低96	最低8
大都市	最低96	最低8
中都市	36	3
小都市A	24	2
小都市B・町村	12	1

(2) 実査上の観点

調査員の実査活動を円滑に行う観点などから、1調査単位区当たりの調査世帯数等は以下のとおりとしている。

ア 二人以上の世帯

(ア) 1調査単位区当たりの調査世帯は6世帯とする。

(イ) 1調査員は2調査単位区を受け持ち、毎月12世帯を調査する。

なお、調査世帯は6か月間調査を継続し、7か月目に他の世帯と交替する（Ⅲ参照）。

イ 単身世帯：一般単位区

1調査員が受け持つ二人以上の世帯の2調査単位区のうち指定された一方の調査単位区から、毎月1世帯を調査する。

なお、調査世帯は3か月間調査を継続し、4か月目にもう一方の調査単位区の他の世帯と交替する（Ⅲ参照）。

ウ 単身世帯：寮・寄宿舍単位区

(ア) 1調査単位区当たりの調査世帯は6世帯とする。

(イ) 1調査員は1調査単位区を受け持ち、毎月6世帯を調査する。

なお、調査世帯は3か月間調査を継続し、4か月目に他の世帯と交替する（Ⅲ参照）。

地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査世帯数を表8-1～表8-3に示す。また、地方、都道府県庁所在市・都市階級別1調査世帯当たり調査対象世帯数を表9-1～表9-3に示す。

**表 8 - 1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査世帯数
(二人以上の世帯)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	8,076	4,992	480	1,044	1,056	504
北海道	288	96	-	72	72	48
東 北	804	576	-	72	96	60
関 東	2,136	1,224	192	432	216	72
北 陸	528	384	-	36	72	36
東 海	744	396	96	108	96	48
近 畿	1,080	612	96	180	144	48
中 国	672	480	-	72	72	48
四 国	480	384	-	36	24	36
九 州	1,068	672	96	36	192	72
沖 縄	276	168	-	-	72	36

**表 8 - 2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査世帯数
(単身世帯：一般単位区)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	673	416	40	87	88	42
北海道	24	8	-	6	6	4
東 北	67	48	-	6	8	5
関 東	178	102	16	36	18	6
北 陸	44	32	-	3	6	3
東 海	62	33	8	9	8	4
近 畿	90	51	8	15	12	4
中 国	56	40	-	6	6	4
四 国	40	32	-	3	2	3
九 州	89	56	8	3	16	6
沖 縄	23	14	-	-	6	3

**表 8 - 3 地方別調査世帯数
(単身世帯：寮・寄宿舍単位区)**

地方	調査世帯数
全 国	72
北海道・東北	12
関 東	30
北 陸・東海	6
近 畿	12
中 国・四 国	6
九 州・沖 縄	6

**表 9 - 1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別 1 調査世帯当たり調査対象世帯数
(二人以上の世帯)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市 A	小都市 B ・町村
全 国	4, 279	2, 289	2, 730	7, 738	7, 716	11, 092
北海道	5, 102	5, 679	-	4, 247	3, 162	8, 137
東 北	2, 900	1, 170	-	4, 008	7, 037	11, 561
関 東	5, 933	3, 734	3, 150	8, 670	11, 854	16, 541
北 陸	2, 634	1, 353	-	4, 679	4, 872	9, 775
東 海	5, 529	2, 510	2, 268	10, 188	12, 823	11, 888
近 畿	5, 254	2, 903	2, 401	9, 435	9, 714	11, 888
中 国	2, 976	1, 414	-	7, 414	5, 127	8, 713
四 国	2, 147	1, 064	-	1, 210	9, 181	9, 949
九 州	3, 265	1, 753	2, 681	5, 382	4, 814	12, 967
沖 縄	1, 390	486	-	-	2, 636	3, 116

**表 9 - 2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別 1 調査世帯当たり調査対象世帯数
(単身世帯：一般単位区)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市 A	小都市 B ・町村
全 国	26, 655	18, 582	18, 349	43, 915	38, 905	53, 114
北海道	37, 872	46, 929	-	32, 287	19, 706	55, 385
東 北	14, 893	7, 516	-	22, 356	32, 397	48, 747
関 東	41, 400	34, 549	24, 543	52, 150	62, 936	73, 694
北 陸	12, 120	7, 304	-	20, 800	20, 796	37, 456
東 海	28, 742	17, 169	11, 066	49, 926	57, 582	54, 229
近 畿	32, 819	25, 776	14, 099	50, 606	47, 056	50, 635
中 国	16, 686	8, 974	-	38, 608	28, 211	43, 642
四 国	12, 339	6, 760	-	7, 471	46, 867	53, 696
九 州	19, 852	12, 983	17, 496	30, 157	25, 324	67, 358
沖 縄	8, 674	3, 767	-	-	15, 841	17, 239

**表 9 - 3 地方別 1 調査世帯当たり調査対象世帯数
(単身世帯：寮・寄宿舎単位区)**

地方	1 調査世帯当たり 調査対象世帯数
全 国	2, 867
北海道・東北	1, 455
関 東	2, 169
北 陸・東 海	9, 095
近 畿	2, 331
中 国・四 国	3, 724
九 州・沖 縄	3, 168

6 調査単位区の抽出（一般単位区）

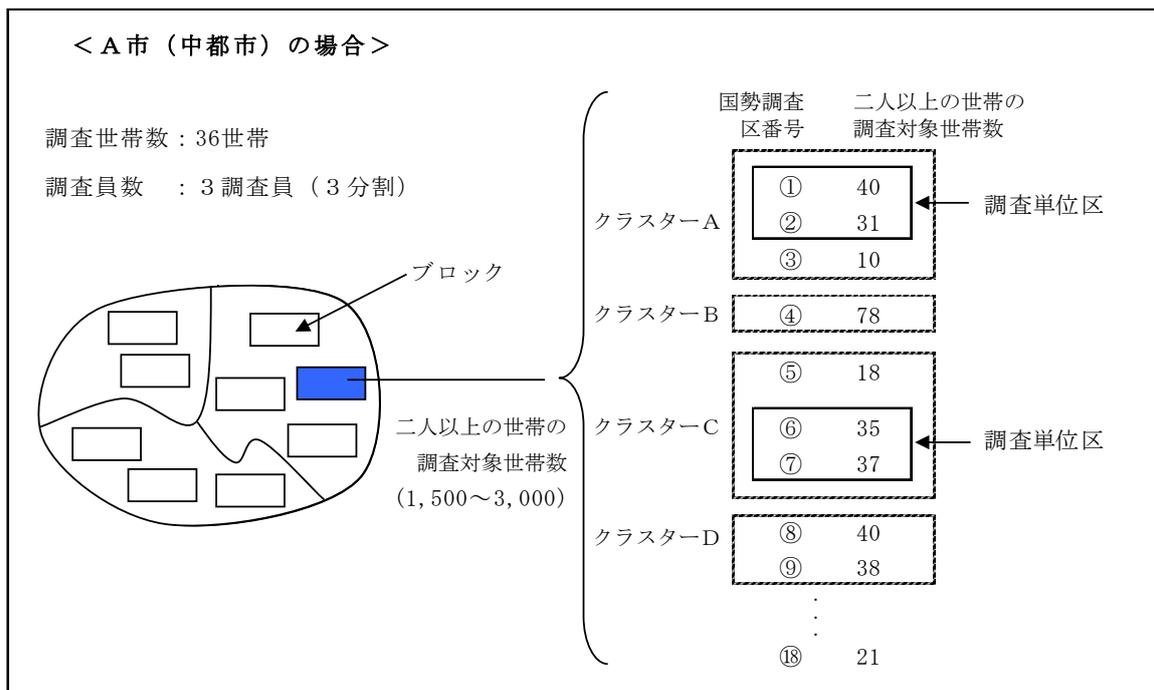
調査市町村の調査単位区を地理的に偏りなく選定するため、次の手順で調査単位区を抽出した。

(1) ブロックの設定と抽出

調査市町村内の全域^{注8}を、国勢調査調査区（以下「国勢調査区」という。）を単位として、当該市町村を担当する調査員の数（当該市町村の二人以上の世帯の調査世帯数を12で除した数）と同数の地域に分割する。なお、分割に当たっては、分割された各地域に含まれる調査対象世帯数がほぼ同数になるようにする。

分割された地域を、二人以上の世帯の調査対象世帯数が1,500以上3,000未満になるように、更に区分して、複数のブロックを設定する。それらのブロックから1ブロックを無作為抽出^{注9}する。このブロックが次の標本改正までの5年間、各調査員が受け持つ調査予定地域となる。

図2 クラスターの設定と調査単位区の抽出例



(2) クラスターの設定

抽出したブロックについて、国勢調査区を単位として、調査単位区抽出のための地域的な枠組となる「クラスター」を設定する。国勢調査区内の二人以上の世帯の調査対象世帯

注8 令和2年国勢調査調査区のうち、特別調査区（特別な施設のある地域等）、水面調査区（水上生活者がいる地域等）などを除く一般調査区全域をいう。

注9 令和4年から継続して調査を行う市町村の場合、実査を円滑に継続する観点から、令和4年に調査をしている調査単位区の位置を考慮してブロックを抽出する。

数が75以上である場合には1国勢調査区を1クラスターとし、75未満である場合には、二人以上の世帯数の合計が75以上になるまで隣接する国勢調査区を併せて、1クラスターとする。

(3) 調査単位区の抽出

上記(1)で抽出したブロックから1ブロック当たり二つのクラスターを抽出し、2調査単位区として設定する。

ア 抽出方法

(ア) 上記(2)で設定したクラスターを単位として、各ブロック内から二つのクラスターを系統抽出する。

(イ) 抽出したクラスターに含まれる国勢調査区を一つの調査単位区とする。ただし、クラスター内に三つ以上の国勢調査区が含まれている場合は、原則として二人以上の世帯の調査対象世帯数の合計が50以上となる隣接した2国勢調査区を選んで1調査単位区とする(図2のクラスターA及びC参照)。

イ 抽出上の対応

(ア) 1ブロックから抽出される2調査単位区は隣接しないようにする。

(イ) ただし、調査員の調査活動を円滑に進めるため、1ブロックから抽出される2調査単位区間の距離は3キロメートル未満とする。

(ウ) 次のクラスターについては抽出しない。

- ① 1クラスターが三つ以上の国勢調査区からなる場合で、同一クラスター内において、隣接する国勢調査区を合算しても、二人以上の世帯の調査対象世帯数が50以上にならないクラスター
- ② 過去に家計調査の調査単位区に含まれていた国勢調査区で、直近の調査終了後5年以下(可能であれば10年以下)の国勢調査区が含まれるクラスター
- ③ 他の統計調査の調査地域として指定され、調査終了後一定の期間が経過していない国勢調査区が含まれるクラスター
- ④ 調査の実施が困難(単身世帯がない、世帯が地理的に点在しているため調査員の活動範囲が著しく広がるなど)な国勢調査区が含まれるクラスター

7 調査世帯の抽出

(1) 抽出世帯数

ア 二人以上の世帯

二人以上の世帯における調査世帯の抽出に当たっては、最初に調査員が各調査単位区

を実地に踏査して「一般単位区世帯名簿」^{注10}を作成する。この名簿から1調査単位区当たり6世帯を乱数表により抽出する。「一般単位区世帯名簿」に掲載した世帯は、「勤労者世帯」、「無職世帯」及び「勤労・無職以外の世帯」の三つに区分し、各世帯区分の世帯数に比例して抽出する世帯数（6世帯）を配分する。

イ 単身世帯

単身世帯の一般単位区における調査世帯の抽出に当たっては、二人以上の世帯で作成した「一般単位区世帯名簿」から、1調査単位区当たり1世帯を乱数表により抽出する。

また、単身世帯の寮・寄宿舎単位区では、一般単位区と同様に「寮・寄宿舎単位区世帯名簿」を作成し、この名簿から6世帯を乱数表により抽出する。

(2) 調査対象世帯から除外する世帯

学生の単身世帯は調査対象外としている。このほか、世帯としての家計収支の把握が難しいこと等の理由により、便宜上、次の世帯は「一般単位区世帯名簿」作成後に調査対象世帯から除外する。

ア 料理飲食店、旅館又は下宿屋を営む併用住宅の世帯

イ 賄い付きの同居人のいる世帯

ウ 住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯

エ 世帯主が長期間（3か月以上）不在の世帯

オ 外国人世帯（家計簿の記入に支障がある世帯）

カ 15歳未満の単身世帯

キ 社会施設又は矯正施設の入所者

ク 病院又は療養所の入所者

ケ 自衛隊の営舎内居住者

(3) 最初に抽出された世帯に調査を引き受けてもらえなかったときの措置

転居、病気及び療養等のやむを得ない理由で、調査予定世帯として抽出された世帯に調査を引き受けてもらえなかった場合は、代替りの世帯を抽出する。

具体的には、できる限り母集団の縮図となるよう、最初に抽出された世帯と同一の調査単位区内^{注11}から、同一の世帯区分の世帯を乱数表を用いて抽出する。

なお、単身世帯の一般単位区では同じ性別の世帯を抽出する。

注10 この名簿には単身世帯についても掲載する。

注11 同一の調査単位区内からの抽出が困難となった場合は、当該調査単位区の近隣にある統計局が指定した国勢調査区において、「一般単位区世帯名簿」を作成した上で、乱数表を用いて世帯を抽出する。